

新輸出大国コンソーシアム事業・ハンズオン支援企業限定

# 「米国向け輸出商社オンライン商談会」 (食品分野)

## 【募集要項】



日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外展開支援部 中堅中小企業課

お問合せ先：[ODB-renkei@jetro.go.jp](mailto:ODB-renkei@jetro.go.jp) TEL:03-3582-8333（杉野、川上、芳田）

# 事業概要

JETROでは、米国の輸入・食品関連の規制を満たした食品・飲料を製造・販売する新輸出大国コンソーシアム事業・ハンズオン支援企業（食品・飲料メーカー限定）を対象に、国内輸出商社（バイヤー）とのオンライン商談会を開催します。今後輸出先の拡大を検討している方々も、米国販路開拓に向けたパートナーとなり得る国内商社との商談機会としてぜひご参加ください。

<主催> 日本貿易振興機構（JETRO）

<実施内容> 「米国向け輸出商社オンライン商談会（食品分野）」

<対象者> 下記の条件全てに該当する企業

- ・2025年度「新輸出大国コンソーシアム事業」ハンズオン支援採択企業、ハンズオン支援卒業企業
  - ・米国の輸入・食品関連の規制を満たした食品・飲料を製造・販売する企業（食品・飲料メーカー限定）
- ※卸・商社は対象外です

<対象カテゴリ> 食品・飲料

<バイヤー> 弓場貿易株式会社（在鹿児島県）

<対象国・地域> **米国**

※米国に輸出するにあたって必要な認証・規格などを取得済であることが前提です。詳細は6ページをご確認ください。

<実施形式> オンラインでの商談

<参加費用> 無料

<商談時期> 9月上旬から順次（予定） ※商談は事前に時間割を組んで行います（45～60分前後予定/1商談）

<申込> <https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0073050R>

<応募締切> 7月11日（金）23:59 【STEP1】:イベント登録

7月18日（金）23:59

【STEP2】「Japan Street」への登録、修正・追加登録と、【STEP3】商品選択（商品ID登録）フォーム

<留意事項> \* 「Japan Street」への登録、商品選択（商品ID登録）フォームは必須となります。  
\* 本商談は、バイヤーの引き合いに基づき実施します。このため応募企業全社に対し、商談アレンジを確約するものではありませんので、ご了承ください。

# バイヤーの詳細情報（商流、取引条件等）



代表取締役社長  
弓場秋吉

## <概要>

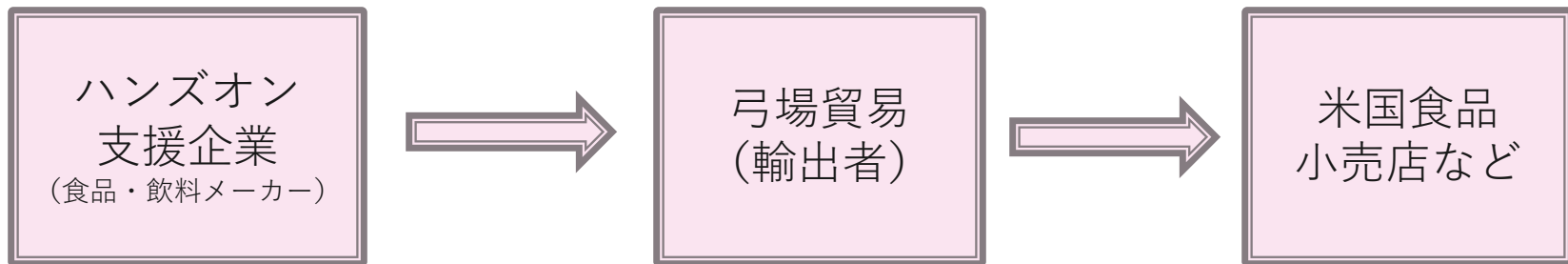
養殖用配合飼料、養殖関連資材をはじめ鹿児島特産の和牛、ハマチ、お茶、かつお節、調味料、菓子類、麺類などの加工食品、木材などジャンルにとらわれない様々な商品を北米、東南アジア、台湾、インド、ヨーロッパなど世界各地へ輸出している。

特に、農林水産物・加工食品などの米国向け輸出に強みを持ち、米国でカリフォルニアとハワイに12店舗を展開する日系スーパーマーケット「Nijiya Market」などへの販路を有する。

■ ホームページ：<https://yumiba.co.jp/>

■ 輸出事業：<https://yumiba.co.jp/export/>

## <商流>



## <取引条件>

米国の輸入・食品関連の規制を満たした食品・飲料を製造・販売する企業（食品・飲料メーカー） ※卸・商社は対象外です。

## <特に取扱い希望する商品>

弁当、惣菜関係、お寿司関係の業務用商材（揚げ物、魚加工品、寿司ネタなど）  
水産加工品（蒸したこ、冷凍魚、塩干物、珍味など）  
冷凍パン、スイーツ

※以上以外の商品をお持ちの企業もお申し込み可能です。

## <各種条件>

米国に輸出するにあたって必要な認証・規格などを取得済であることが前提です。詳細は以下およびジェトロのウェブサイト「日本からの輸出に関する制度」(※)を必ずご確認ください。

※以下リンクをクリックし、北米> 米国> 該当商品を選択のうえ、米国の輸入規制・手続きをご確認ください。

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country/>

共通：

- 少なくとも賞味期限が**180日以上**のもの
- ステビアを含むものは不可（CODEX国際規格－ステビア抽出物に含まれるステビオール配糖体9成分の合計値で95%以上のものであれば可）
- 赤色2号、赤色102号、赤色106号、クチナシ、ベニバナ、ベニコウジなどの着色料を含むものは不可
- 部分水素添加油脂を使用している加工食品は不可（キャリーオーバーや自然由来のものは除く）
- アルコール飲料は取引を希望いたしません
- 米国向けの輸出の場合、工場のFDA施設登録が必要となります。輸出が開始されると、その商品の製造所等はFDAによる査察の対象施設となりますので今後、FDA査察の受入れが必須です。他社製造所で商品の委託製造している場合は、委託先の製造所等が査察の対象施設となります

畜肉加工品：

- 畜肉そのもの、畜肉由来のエキス・パウダー・ゼラチン等が原料として含まれるものは不可

鶏卵製品：

- 米国のimport permitに従って中心温度が既定の温度以上・既定の時間加熱されている必要がある

水産物：

- 以下水産品とその加工品については、書類提出が必要（アワビ、大西洋タラ、大西洋渡り蟹、シーラ、ハタ、タラバ蟹、太平洋タラ、キンメダイ、ナマコ、サメ、エビ、メカジキ、ビンナガマグロ、メバチマグロ、カツオ、キハダマグロ、本マグロ、国内養殖の海老）
- 水産品・水産加工品は米国食品医薬品局（FDA）が定めた規則に従ったHACCP手法を用いて製造された製品である必要があり、輸入通関の際にそのことを証明する書類の提示が求められる（例：HACCP認証等）
- いりこ・煮干・丸干し等、はらわたの除去されていない魚加工品は不可

## <概要>

日本食材を中心とした米国の日系スーパーマーケット。1986年、サンディエゴの1号店からスタートし、現在カリフォルニアとハワイに12店舗を展開。

米国在住の日本人、日系人の方々、またアジア各国をはじめ、世界中のお客様が利用。品揃えはヘルシー、グルメ、オーガニックを基本とし、新鮮な魚介類、精肉、オーガニック野菜、果物を取り揃える。また、ニジヤブランドの商品開発も行い、キッチンにおいては旬の食材を使ったお寿司、お弁当、お惣菜も毎日用意する。

- ホームページ : <https://www.nijiya.com/>
- 会社概要 : <https://www.nijiya.com/about-us>
- 店舗一覧 : <https://www.nijiya.com/store-location>
- X (旧Twitter) :  
[https://x.com/i/flow/login?redirect\\_after\\_login=%2FNIIJIYAMARKET](https://x.com/i/flow/login?redirect_after_login=%2FNIIJIYAMARKET)
- Facebook : <https://www.facebook.com/nijiyamarket/>
- Instagram :  
[https://www.instagram.com/accounts/login/?next=https%3A%2F%2Fwww.instagram.com%2Fnijiya\\_market%2F&is\\_from\\_rle](https://www.instagram.com/accounts/login/?next=https%3A%2F%2Fwww.instagram.com%2Fnijiya_market%2F&is_from_rle)

## <店舗の様子>



\* Nijiya Marketに許可を得て掲載しております

# 商談会への登録手順・留意事項等

# 登録から商談会実施までの流れ

本事業のジェトロへの登録から商談会当日までは以下の流れとなります。

商談会お申し込み後、JAPAN STREETにご登録された商品情報をもとに、バイヤー側の希望にそってマッチングを行います。

【STEP1】イベント申し込み

【STEP2】JS商品登録・確認・追加  
【STEP3】商品の選択

バイヤーによる  
スクリーニング

オンライン商談会

7月11日まで

7月18日まで

8月中

9月上旬から順次

【STEP1】イベントの申し込み



日本企業



[イベント/サービス申し込みページ](#) - ログイン

【STEP2】「JapanStreet」  
へ商品登録・確認・追加

JAPAN STREET



【STEP3】商談会用の  
商品の選択  
商品登録フォーム入力

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odb/2025.shodanyumiba>

ジェトロからバイヤーに  
選択された商品を  
「JapanStreet」での  
商品情報・企業情報を提示

JETRO



\* 8月末頃、採択・不採択通知  
\* 9月上旬頃、商談日時をご案内

商談会実施  
(オンライン)



日本企業



バイヤー

\*「JapanStreet」未登録の場合、登録が必要です。  
【STEP1】のサンキューメール内をご確認ください

※本商談会は、ジェトロのJAPAN STREET（次スライド参照）を活用して実施しますので、**登録は必須**となります。



## 「JAPAN STREET」とは

ジェットロの基準を満たす**限られた海外の有力バイヤーのみが閲覧可能な招待制オンラインカタログサイト（一般向け非公開）**です。バイヤーの対象地域、カタログサイト上で取り扱う対象品目に制限はなく、事業者の皆さまは企業・商品情報と商品画像等を提出するだけで、ジェットロが常時バイヤーに商品を案内します。バイヤーから引き合い等届きましたら、事業者のご要望にあわせてバイヤーとの商談日程調整や無料の通訳手配、商談への同席など手厚くサポートします。

**JAPAN STREETご登録にあたっては、JAPAN STREETの募集要項を必ずご一読ください。**

※JAPAN STREETの概要：[https://www.jetro.go.jp/services/japan\\_street.html](https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html)

- <主 催> 日本貿易振興機構（ジェットロ）
- <事業内容> ジェットロ招待バイヤー専用 オンラインカタログサイト  
※事業者の皆さまはページを閲覧できません
- <対象者> 日本企業（個人事業主を含む）又は海外企業  
※商社や代理店など、製造者/生産者以外による申込の場合は、製造者/生産者の承諾を得た上での共同提案とすること
- <対象品目> 食品（生鮮品、加工食品、飲料等）、コスメ・ビューティー、ホーム・キッチン、ファッション、ホビー・玩具・ゲーム・スポーツ・アウトドア、精密機器、産業機械、原料・素材、情報通信及び機器、産業機械・部品、金属製品、輸送用機械・部品、非金属製品、卸売・小売、飲食店、運輸、通信、教育、医療関連サービス、コンテンツ分野（映像、音楽、ゲーム、ライセンスビジネス）等
- <対象国・地域> 全世界
- <参加費> 無料

# 商談会への応募条件

- 2025年度「新輸出大国コンソーシアム事業」ハンズオン支援採択企業・ハンズオン支援卒業企業であり、輸出に意欲のある中堅・中小企業であること。
- JAPAN STREET（※11ページ記載）に企業情報、商品情報を**詳細**にご登録いただけること。  
※JAPAN STREETに登録された情報をもとに、バイヤーに対して商談提案を行います。  
※**7月18日（金）23:59**までにご登録がない場合、本商談会へのご参加はできかねます。締切日までにご登録ください。  
**※米国に輸出するにあたって必要な認証・規格などを取得済であることが前提です。取得済の認証・規格や商品の特征について、漏れなくJAPAN STREETに登録ください。**
- バイヤーが指定する商流に了承いただけること。商社・卸は対象外です。
- バイヤーとの商談において、取引条件を事前に検討し、価格表を含む商品説明資料等を作成し、具体的なビジネスの提案をおこなうことができること。
- ジェトロが成果把握のために実施するアンケートやヒアリングに協力いただけること。
- 本募集要項およびJAPAN STREET「募集要項」に同意いただけること。

なお、本項目に関するお申し込みの内容について、ジェトロからお問い合わせさせていただく可能性がありますので、ご了承ください。

# 留意事項

1. 本案内に定めのない事項に関しては、日本貿易振興機構（以下、「JETRO」）がその対応を決定するものとし、政府の方針等により内容が変更される可能性があります。
2. 参加申込をした企業（以下、「事業者」）が「申し込みフォーム」の内容に虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効にするとともに、本商談会へのご参加をお断りします。
3. 出品者は、以下の資格、条件を満たす者のうち、JETROが適当と認めた者としてします。
  - (1) 日本国内で生産された商品、又は日本企業の資本、技術により生産された商品の取扱いがあること。
  - (2) 出品物全てについて、価格交渉等の対応権限ある者がイベントに参加すること。
  - (3) イベントの担当者を指名のうえ、JETROからの依頼、問い合わせ等に迅速に対応すること。
  - (4) 過去にJETROに損害を加えたことがある、意見が異なる等、イベントの実施に支障をきたす事由がないこと。
  - (5) 第三者の特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権若しくはノウハウを侵害する物、又はその恐れがある物を出品しないこと。
4. JETROの計画規模を超えた場合、参加申し込みを承諾しない場合があります。
5. 事業者及びその役員が違法な行為または違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、商談会に参加することがJETROの信用を毀損する恐れがある場合は、参加をお断りする場合があります。
6. 参加申込時に記載した内容について変更がある場合は、メールにて通知ください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更する場合、その内容によっては変更に応じられない場合があります。
7. 商談マッチング確定後の時間変更、参加キャンセルの受付は致しかねます。
8. 商談スケジュール確定後であっても、バイヤー側の都合により商談をキャンセル、もしくは日程を変更する可能性があります。
9. 商談マッチングはバイヤーの希望にそって決定するため、商談マッチングが不成立になった場合には当該商談会に参加できませんので予めご了承ください。
10. 本商談会によりバイヤー又はJETROから提供された情報及び資料は、事業者限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供することを禁じます。ただし、提供者から明示的に承諾がなされた場合は、この限りではありません。

# 留意事項

11. 本商談会の内容に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」）に関する著作権は、ジェットロ、その他の著作権者（以下「著作権者」）に帰属します。
12. 本コンテンツを、ジェットロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
13. 事業者は、ジェットロが本商談会の成果（事業者に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表することに承諾するものとし、これに関し、何らかの人格権も行使しないものとします。
14. ジェットロは、本イベントの参加に際しお客様よりご提供いただいた情報については、本イベントの実施に利用するとともに、ジェットロ内のデータベースに登録し、関連事業の実施、ジェットロからの連絡のために利用することができます。また、ジェットロは、当該情報のうち、お客様の会社名、HP アドレス、商品情報の一部等、ジェットロが必要と判断する事項を、バイヤーに提供することができます。
15. 本事業の実施にあたり、ジェットロは次の費用を負担します。ただし、現実に支出する必要がないとジェットロが判断した項目については、この限りではありません。
  - (1) イベントの実施に必要なオンライン会議ツールの使用料及び会場に係る費用
  - (2) 本イベントに係る情報の収集と提供に係る費用
16. 前条に基づきジェットロが現実に負担する費用を除き、全て事業者の費用負担となります。
17. 本商談会の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
18. 本イベントの実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務に起因又は関連し当事者間に生じる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所とします。

# 免責事項

1. 商談相手またはジェトロより提供される情報については、ジェトロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、事業者自身の判断、責任において行ってください。本事業での提供情報に関連して、事業者が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは事業者に対し一切の責任を負わないものとします。
2. 本商談会における実際の商談・取引は各社の判断と責任の下で行って頂きます。本事業にて万一、事業者やバイヤー、最終消費者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。
3. ジェトロは、サンプル品の盗難や破損等、これらの管理に関する責任を一切負いません。
4. 販売される国にすでに代理店等がある場合は、事前に了承を得るなど、必要な対応を行ってください。本事業実施において、代理店等との問題が生じた場合に、ジェトロはその責任を負いません。
5. 提示する条件に合わない場合や、お申込み頂いた内容が本事業の趣旨にそぐわないと考えられる場合は、内容を確認したうえで、採択決定後においても参加を取り消す場合がございます。
6. ジェトロは以下の各号に該当する場合、本事業の実施日時、内容を変更し、本事業の全部または一部の実施を予告なく中止し、または、事業者の一部の参加を中止させることがあります。これに起因または関連し、事業者が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは事業者に対し一切の責任を負わないものとします。
  - (1) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
  - (2) 正当な理由の有無にかかわらず、バイヤーが本商談の全部又は一部をキャンセル又は延期等したとき
  - (3) 利用条件から外れるなど、事業者の状況が変化したとき
  - (4) 前号のほか、事業者がジェトロの指示、条件またはジェトロとの合意事項に違反したとき
  - (5) 事業者が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
  - (6) 事業者が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき、またはその疑いが生じたとき
  - (7) 前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき
7. 天災、現地の政情その他ジェトロの責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、ジェトロは申込み受領後であっても、本事業の一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、事業者が負担した旅費、輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他の経費・損害をジェトロが補填することはできません。